

1-3. 統一書式における押印省略について

高崎総合医療センター 2021.12.01-

1. 「新たな治験依頼等に係る統一書式記載の手引き」(平成30年7月31日)を受け、下記手順で対応するものとする。

押印省略は治験依頼者との合意を前提とする。

2. 下記以外は全て押印省略とする。

書式名	資料名
様式1-1	受託研究（治験）契約書
様式1-4	契約内容変更に関する覚書

3. 誤記等により差し換えが必要な場合はPDFをメール等で送信し、差し換えの経緯や変更箇所等をそのメールに記載し、保管する。

4. 依頼者（事務局）が事務局（依頼者）に下書きを確認依頼する場合には（案）を付ける事とする。